

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 住民基本台帳法施行令に関する事項

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第七条第十四号の規定により第三十条の十三において規定する氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項として旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）を追加するものとする。 （第三十条の十三関係）

二 氏に変更があつた者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に、その者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、提出するものとする。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振

り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができるものとする。 (第三十条の十四第一項関係)

三 旧氏等記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めることができるものとする。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、提出するものとする。 (第三十条の十四第三項関係)

四 旧氏等記載者は、住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めることができるものとする。 (第三十条の十四第四項関係)

五 その他旧氏の振り仮名の住民票への記載に係る所要の規定の整備を行うものとする。 (第三十条の十四第二項、同条第六項及び同条第七項関係)

六 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 附則

一 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日。以下「施行日」という。）から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者は、施行日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することが出来るものとする。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出するものとする。 （附則第二条関係）

三 住所地市町村長は、施行日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに附則第二条第二項の規定による記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。

ること。（附則第三条関係）

四 附則第三条第一項の規定による記載がされた者は、一度に限り、住所地市町村長に対し、当該記載に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を他の文字に変更することを請求することができるとすること。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出するものとする。（附則第四条関係）

五 その他住民票に旧氏の記載がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない者に係るこの政令による改正後の住民基本台帳法施行令の規定の適用等この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。（附則第五条から第十二条まで関係）